# 令和5年4月1日 施行 現在施行

国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)

Law RevisionID:345AC0000000117\_20230401\_503AC0000000061

#### 昭和四十五年法律第百十七号

# 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する 法律

#### (趣旨)

第一条 この法律は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員 (国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員を いう。以下同じ。)の処遇等について定めるものとする。

## (職員の派遣)

- 第二条 任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。)は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員(人事院規則で定める職員を除く。)を派遣することができる。
  - わが国が加盟している国際機関
  - 二 外国政府の機関
  - **三** 前二号に準ずる機関で、人事院規則で定めるもの
- 2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

#### (派遣職員の身分)

- 第三条 前条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- **第四条** 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。
- 2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

# (派遣職員の給与)

- 第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。
- 2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

#### (派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

- 第六条 派遣職員に関する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定 の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。
- 2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。
- 3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し国家公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において、同法の規定による補償を行なわない。
- 第七条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。
- 2 派遣職員に関する国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先の機関等から補償が行なわれることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する国家公務員災害補償法の規定による補償が行なわれないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。
- 第八条 派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項又は附則第六項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

#### (派遣職員に関する国家公務員退職手当法の特例)

- 第九条 派遣職員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条 第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。
- 2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

#### (派遣職員に対する旅費の支給)

第十条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する 法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができ る。

#### (派遣職員の復帰時における処遇)

第十一条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、 部内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

#### (人事院規則への委任)

第十二条 第二条から第四条まで及び第六条の規定の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

#### 附 則 抄

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この法律の施行の際現に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、第二条第一項各号に掲げる機関(次項及び附則第四項において「国際機関等」という。)の業務に従事している職員のうち、人事院規則で定めるものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に派遣職員となるものとする。
- 3 施行日前に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で政令で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間(政令で定める期間に限る。)については、国家公務員退職手当法第七条第四項の規定は、適用しない。
- 4 施行日前に国際機関等の業務に従事するため職員を退職し、かつ、引き続き当該国際機関等の業務に従事した後、引き続いて再び職員となつた者で、政令で定めるものの国家公務員退職手当法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、政令で定める。